

そこが知りたい！

国際税務ニュースレター

今回のテーマ： デジタル・サービス・タックスとプラットフォーム課税

デジタルサービスタックス（DST）は、インターネットを通じて海外に役務提供できるようになったことを背景として、外国事業者が自国の消費者から得る一定のデジタルサービス収入に課税を試みるものとなります。

DSTについて、欧州委員会（EC）は、2018年3月21日に、二つの提案を公表しました。一つは、ある国にある法人の「重要なデジタル的存在（significant digital presence）」があればこの国がこの法人に対して法人税を課すことを認める、というルールであり、OECDのBEPSプロジェクトにおける第一の柱に対応するものであって、従来の国際課税の枠組みの修正を図るものです。そして、もう一つが、上記のルールが実現するまでの暫定的な措置としての、加盟各国に共通のDSTを導入することです。その後、ECの提案は、十分な支持を集めることができず、自国で独自のDSTを制定・施行しました。

DSTは、自国にPE（支店や工場等）がない外国企業の事業所得には課税できないという所得課税の原則を見直すものではなく、所得課税、消費課税および資産課税でもないあいまいな租税であると言われています¹。

一定規模の企業または企業グループが顧客に対して提供する企業間又は消費者間とのデジタルサービスから生じる収益に課税することで、インターネットを通じて役務収益を得る巨大IT多国籍企業の総収益の一部を、ユーザー顧客が所在する国にてデジタル課税する構造となっています。

1. 諸外国のDSTの概要

市場国への新たな課税権の配分「第1の柱」を背景に、各国にてDSTを導入しています。

国名	開始時期	税率	納税義務者（対象事業はデジタルサービス収益等）
イギリス	2020年4月	2%	連結収入5億ポンド超かつ国内収入2,500万ポンド超
イタリア	2020年1月	3%	BtoB BtoCの連結収入7.5億ユーロ以上かつ国内収入550万ユーロ以上
フランス	2019年7月	3%	連結収入7.5億ユーロ超かつ国内収入2,500万ユーロ超
スペイン	2021年1月	3%	前年度連結収入7.5億ユーロ以上かつ国内収入300万ユーロ以上
トルコ	2020年3月	7.5%	連結収入7.5億ユーロ以上または国内収入2,000万リラ以上

例えば、フランスではオンライン広告、仲介プラットフォーム事業等がDSTの対象となり、納税義務者は対象事業の収入の3%が課税されます。

アップル、グーグル、アマゾン、は、諸外国がDSTを導入したことを受け、当該諸外国の開発者、広告業者、サードパーティーセラー等に対する手数料を引き上げるなどの調整措置を講じています。

2. プラットフォーム課税の導入（令和7年4月1日以後）

デジタルサービス市場の拡大によりプラットフォームを介して多くの国外事業者が国内市場に参入している中で、日本では消費税の課税を適正化するために、国境を越えたデジタルサービスに係るプラットフォーム課税（PF課税）を導入することになりました。

¹ 瀧圭吾「デジタル・サービス税（Digital Services Tax）をめぐる動向」（独立行政法人経済産業研究所,2021）

本改正は、消費税法の改正であり、上記 DST とは異なります。PF 課税は、国外事業者がデジタルプラットフォームを介して国内向けに行うデジタルサービスについて、国外事業者の取引高 50 億円超のプラットフォーム事業者に消費税の納税義務を課すものです。

国外事業者がアプリストアやオンラインモールなどを介して行う電気通信利用役務の提供で、かつ「特定プラットフォーム事業者※」を介して役務対価を収受する場合は、当該特定 PF 事業者が PF 課税の申告納税義務者となります。一方、国外事業者が特定プラットフォームを介さず、国内消費者に電気通信利用役務の提供を行った場合は、従来通り、国外事業者が消費税の申告納税義務を負うこととなります。

- ※ PF 事業者の課税期間において国内消費者向け役務提供対価が合計 50 億円超の PF 事業者をいう。該当する事業者は確定申告書の提出期限までに「指定届出書」を税務署に提出する必要がある。

お見逃しなく！

PF 課税は、事業者向けの電気通信利用役務の提供は対象ではなく（国内消費者向けであること）、国内事業者への影響は想定していません。またデジタルプラットフォームを介して行う消費者向け電気通信利用役務の提供で、特定プラットフォーム事業者を介さずに当該役務提供の対価を収受している場合も PF 課税の対象になりません。

PF 課税の対象となる消費者向け電気通信利用役務の提供については、国外事業者が適格請求書発行事業者であったとしても、当該国外事業者においてインボイスの交付義務は生じません。